

令和3年10月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時
令和3年10月26日（火）午前9時30分から10時10分まで
- 2 開催場所
市役所 3階 第2委員会室
- 3 教育長及び委員
教育長 山口 賢人
委員（教育長職務代理者） 重田 恵美子
委員 菅原 順子
委員 渡辺 正美
委員 福田 雅宏
- 4 説明のために出席した職員等
教育部長 谷亀 博久
学校教育担当部長 濱田 保
歴史文化担当文化財係長 井出 智之
教育総務課長 熊澤 信一
参事（兼）学校教育課長 守屋 康弘
教育指導課長 今井 仁吾
参事（兼）社会教育課長 山内 温子
図書館・子ども科学館長 杉山 麻里
教育センター所長 須永 尚世
- 5 会議書記
教育総務課主幹（兼）総務係長 吉田 千恵子
- 6 傍聴人
1人
- 7 議事日程
日程第1 前回議事録の承認
日程第2 教育長報告
日程第3 教育委員報告

【非公開：議案第25号】
日程第4 議案第25号 学校嘱託医の委嘱について

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【山口賢人】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議を開催いたします。

今回、議事に入ります前に、10月1日から新たに教育委員に任命されました福田雅宏委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。

福田委員、よろしくお願ひいたします。

○委員【福田雅宏】 おはようございます。ただいまご紹介いただきました福田でございます。何分わからないことが多いですが、よろしくお願ひいたします。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

それでは、本日審議いたします日程第4につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第14号第1項の規定に基づき人事案件のため非公開にしたいと考えますが、賛成の方の挙手をお願ひいたします。

○教育長及び委員全員 挙手

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、日程第4につきましては非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、傍聴の方は日程第3が終了いたしましたら退席していただくよう、よろしくお願ひをいたします。

それでは、教育総務課長から資料の確認をお願ひいたします。

○教育総務課長【熊澤信一】 (資料確認)

○教育長【山口賢人】 よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

----- ○ -----
日程第1 前回議事録の承認

○教育長【山口賢人】 日程第1「前回議事録の承認」について、お願ひいたします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----
日程第2 教育長報告

○教育長【山口賢人】 次に日程第2「教育長報告」です。本日は2件ございます。所管の部長から順次報告をよろしくお願ひします。

○教育部長【谷亀博久】 それではまず1点目です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応についてでございます。

国におきましては、9月末に、10月1日以降、全ての都道府県が緊急事態宣言措置区域及びまん延防止等重点措置区域に該当しないということとされました。

これを受けまして、先月にも報告させていただいておりますが、小中学校につきましては10月4日から、通常日課として学校教育活動を行っております。

また中学校の部活動につきましても、10月11日から通常どおりとしております。

また、秋には学校行事が多いわけですが、まず修学旅行については、この10月に入りまして今日までに7校が無事終了しております。1校は明日出発、残りの2校は11月に実施する予定でございます。

中学校でございますが、本日1校が出発いたします。残りの3校は2月に延期としております。

小学校の運動会ですが、春に実施した3校を含めて、今現在4校が終了しており、10月から11月にかけて残りの6校が実施予定です。

中学校の体育祭は9月に予定しておりましたが、延期をいたしまして、4校全てで10月に実施することができました。いずれの活動につきましても、感染防止に留意しながら実施しているところでございます。

その他の公共施設でございますが、宣言解除前までは夜8時までとしておりましたが、10月1日以降、公民館は夜10時まで、学校開放施設のうち夜間利用が可能な施設は夜9時までということで、まん延防止等重点措置が発出される前の通常の開館時間に戻しております。引き続き、3密を避けるための人数制限や利用後の消毒等のお願いは行っております。

報告は以上でございますが、今後も感染が拡大しないよう願うばかりでございます。

以上です。

続きまして(2)市議会9月定例会についてということで、資料1になります。

今回の9月定例会は、総括質疑と一般質問が行われました。

まず総括質疑でございます。1ページ目、No.1、館大樹議員です。公共施設等総合管理計画の改訂と学校施設個別施設計画案についてという中で、学区の再編のお尋ねがございました。

答弁といたしましては、学校施設は老朽化が進行していると。機能・性能の確保に向け、計画的な維持管理や改修が大きな課題となっている。今後、少子化により児童生徒数の大幅な減少や小規模校の増加が見込まれており、小規模に伴う諸課題が顕在化することが懸念されている。

こうしたことから、今後、地域コミュニティの核施設としての学校の役割等にも留意しながら、学校の適正規模の在り方に係る検討を行う中で、学区の再編について基本的な考え方を整理する必要があるという答弁を行っております。

○学校教育担当部長【濱田保】 続きましてNo.2、中山真由美議員からでございます。第5次総合計画中期戦略事業プランについて、外国語教育推進事業にお

いて、外国語指導助手を配置し、実践的コミュニケーション能力の育成を図る取組についての御質問がございました。

外国語指導助手の配置の拡充により、生きた英語の音声になれ親しむ機会が増え、英語を用いてコミュニケーションを図る態度が養われていると、市長より答弁させていただきました。

続きましてNo.3、川添康大議員からの御質問でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、GIGAスクール構想に関する情報教育推進の予算に多く使われていますが、その効果はあるのかという御質問がございました。

1人1台端末の環境整備を昨年末に完了し、今年度4月から各校において活用を進めていること。また、端末の家庭での活用も見据え対応を進めており、家庭でのWi-Fi環境の調査、接続テストを行っていること。1人1台端末につきましては、今後も学校でのさらなる活用を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業等、様々な事態が生じた場合であっても、児童生徒それぞれの状況に応じた学力向上の実現に向け、各校の状況や実態に応じた効果的な活用を図っていく旨、答弁いたしました。

続きまして一般質問になります。No.1、中山議員からの御質問でございます。生活困窮者及びネグレクト等に対する生理用品の支援について、現状と課題、今後の取組についての御質問がございました。

学校では、児童生徒が自分の健康管理や生活習慣を身につけてもらうために、生理用品は自分で用意することを基本としていますが、児童生徒が学校で急に必要になった場合に備え、生理用品等を保健室に備えており、教員に相談すればすぐに対応していること。また、日頃から生理用品の購入が難しい児童生徒や、配慮が必要な家庭につきましては、教員が目配り、必要に応じて配慮や助言等を行っていることを答弁いたしました。

この答弁に対しまして、学校のトイレに生理用品を備えた場合、どのような課題があるのか、また、なかなか教員に言い出せない児童生徒に寄り添う気持ちはないのかという再質問がございました。

これに対しましては、配置することの課題といたしましては、児童生徒の体調の把握が難しくなることや、本来の目的以外で使用されること等が懸念されること。また、そのような児童に対しましては、児童生徒と向き合いながら対応することで、児童生徒の困り感や体調の変化、環境等を把握して見守るなど、小さなサインを見逃さないためにも、これまでどおり保健室での提供が望ましいと考えておりますが、他市の状況を調査する等により、調査研究を進めていくと御答弁させていただきました。

○教育部長【谷亀博久】 続きまして2番目、今野康敏議員です。プッシュ型行政サービスということで、ICTの推進という中で、デジタル活用支援員の質問の中の再質問として、情報格差に対応する講習会の内容についてということで、こちらの講習会を公民館で開催する予定のため、私から答弁しています。

神奈川県と連携して、ウィズコロナ時代におけるコミュニティ活動を推進するというので、スマートフォンの操作方法を学ぶ講座を考えています。

2段落目になりますが、その中で防災関連の情報収集や市のLINEの紹介など、生活をより豊かにしていただけるような講習会を、市内4か所の公民館で開催する準備を進めておりますということをお答えしております。

○学校教育担当部長【濱田保】 3番の大山学議員からです。児童の身体活動について、子どもの体力の現状についてどのように捉えているかという御質問がございました。

本市の児童生徒の体力の現状把握につきましては、全国体力運動能力・運動習慣等調査を活用していること。新体力テストについては、過去5年間の傾向について、おおむね数値は上向き、全国平均と同程度となっていること。運動習慣・生活習慣等に関する調査につきましては、「運動が好き」、「運動は大切だ」と回答している割合は、全国と比較して小中学校ともにやや高い傾向にあり、運動に親しみを持つ児童生徒が多い現状となっていること。

また、課題解決に向けた取組としましては、調査の分析につきましては、市内小中学校へ情報提供する等、各学校における取組を支援していること。各学校においても、体育科の授業のほかにも運動に対する楽しさを実感できるような取組を、各校の実情に応じた取組を行っていること。

また、児童生徒の体力の向上や生活習慣の改善を図るためには、学校と家庭が連携・協力して取り組む必要があり、学校及び家庭と連携し、子どもたちの心身の健康の保持増進に資する取組に努めていく旨、答弁させていただきました。

再質問といたしまして、子どもたちの身体機能や、骨格筋量の確認、活動量計を用いた身体活動の調査についてはどうなのかという御質問でございました。

新体力テストや健康診断の結果等を活用し、養護教諭や食育担当教諭、関係機関との連携を図りながら、現状把握や課題解決に向けた取組に努めていくこと。児童生徒における身体活動については、現在のところ、活動量計等を用いての調査は行っていないが、運動習慣・生活習慣等についての調査等を活用し、児童生徒の身体活動についての把握に努めている旨、答弁いたしました。

続きまして、No.4の相馬欣行議員より、電子媒体を活用したオンライン化の推進についてということでもございました。(3)の、学校に整理した1人1台端末をどのように実践活用されているのかという御質問でございました。

これにつきましては、各校において適宜活用を図っているところであり、算数科では問題の解き方を個々の画面上で共有することで学習を深める活動や、外国語科の学習において各児童がスピーチを録画し、端末上で発表活動を行った実践例など、効果的であった具体例を紹介し、今後も児童生徒の学力向上に向けた活用の仕方について研究を進めていく旨、答弁いたしました。

再質問として、オンライン授業のための整備についてどのように取り組んでいるかという御質問をいただきました。

先の川添議員の総括質疑の答弁と重複する部分ではございますが、1人1台端末については、まずは学校での活用を図ることを前提に取り組んでいること。臨時休業等、様々な事態に備え、各学校で家庭のWi-Fi環境の調査や、インターネット接続の設定やテストを行っていただいていること。しかし、実際に教員

がオンライン授業を配信することについては、操作マニュアルを教職員用ネットワーク上に掲載する等の準備はしておりますが、実際の配信については、実践や研究をさらに積み重ねる必要があること。

緊急時等の端末の家庭の利用につきましては、朝の学習・学級活動から配信を行っていくなど、段階的かつ複合的に実施していくことで、様々な状況においても円滑に対応が図れるようになると考えている旨、御答弁いたしました。

また、登校できない児童生徒の出欠可否判断の見直しについてということで御質問をいただきました。

不登校の理由や状況については、児童生徒それぞれの状況が異なっており多様であることから、現在、出欠席の取扱いについては、本人の心情に寄り添い、保護者と学校との間で十分に連携・協力関係を築いていく中で適切に判断されているものと認識していること。登校できない児童生徒の端末利用については、まずは、その学習内容が児童生徒の自立を助ける上で有効かつ適切であるかということが大切だと考えている旨、答弁いたしました。

続きまして、川添康大議員からです。（２）感染防止のための拡大検査について、御質問がございました。

現在、小中学校に対しまして、検査を迅速かつ簡易に実施するための抗原簡易キットを政府が配布し、本市には380人分が配布されたこと。キットは、医療機関を直ちに受診できない場合等に教職員が使用することが想定され、学校では被験者自らが鼻腔検体を採取すること。国の通知では、小学校4年生以上の児童生徒が、保護者及び本人の同意を得て、教職員の立会いの下で児童生徒が自ら採取することにより、簡易キットを使用できるとされておりますが、事前に保護者の承認を得なければならないこと、あくまでも補完的な対応であること等、児童生徒の使用は極めて限定的と考えています。

また、これとは別に、県が12歳未満の児童を対象に、学校を通じて抗原検査キットを配布すること等を答弁いたしました。

また、（４）学校や保育施設等での対策についてという御質問です。

教室の換気につきましては常時換気を基本とし、こまめな換気に十分配慮しており、マスクの着用についても、感染防止対策と熱中症対策の両面に配慮しながら指導していただいていること。また、家庭へは、学校だよりや保健だより等を通して、マスクの正しい着用の仕方や材質等について、文部科学省の通知や内閣官房のホームページの内容等を参考に、各校の実情に応じて周知を図っていること。また、9月1日からの登校の仕方、感染の不安等により保護者が学校を休ませたいと相談があった場合の配慮、オンライン授業等への対応、今後様々な事態が生じた場合であっても、児童生徒それぞれの状況に応じた学力向上の実現に向け、各校の状況や実態に応じた効果的な取組に努めていく旨、御答弁させていただきました。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。報告が終わりましたが、御意見や御質問などがございましたらお願いいたします。

○委員【渡辺正美】 議会関係ですが、1 ページ目の1 の館議員に対する、学区の再編についての中で、これまでも学区再編に関する幾つかの考え方や議論があったわけですが、ここで答弁されている中に、何か新しい考え方なり、もっと踏み込むんだ内容はあったのでしょうか。その辺りをお聞きしたいと思います。

○教育部長【谷亀博久】 今後、長い将来を見渡した場合、少子化というのはどうしても避けられないということでございます。その上で、学区再編の前に、まず学校の適正規模、子どもたちの教育環境、どのようなことが最適なのかというまず検討を行いながら、最終的には、地域の拠点施設でもある学校でございますので、そういったことを総合的に判断して決めていくことになるのかなというふうに考えております。

現段階で方向性というのは、決まっておりません。

○委員【菅原順子】 意見が1つと質問が2つ、市議会の定例会に関してなのですが、まず意見としては、3 ページ目の中山議員の御質問で、最近、「生理の貧困」と言う言葉がクローズアップされてきて、いろいろな要求や考え方があるようなのですが、私は今のところは、教育委員会のこの答弁に賛成です。

困窮している社会人の女性と、家庭の保護下にあるはずの児童生徒の場合とではやはり違うと思います。今後、公共の全ての女子トイレに、トイレットペーパーと同じように配備されるようになれば、学校でもあり得るかもしれませんけれども、現状で学校だけに設置すれば、それ以外の場所であったり、休みの日であったりすれば、対応の仕方が分からず困るのは児童生徒本人ですから、やはり困ったときにヘルプを求める力をつけるためにも、小学校では保健室などで個に応じた対応を行うと同時に、貧困やネグレクトが懸念される家庭には、金銭的あるいは現物支給などによって支えていって、言いにくいことも相談できる信頼関係を子どもと個別につくっていくというのが大切だなというふうに思います。

質問ですが、1 点目は、5 ページ目と6 ページ目のそれぞれ下のほうは、両方とも内容的には欠席している児童生徒とオンライン授業についてということだと思っておりますが、5 ページ目のほうは不登校の場合、6 ページ目のほうは感染不安による出席停止の場合と考えてよいでしょうか。

不登校の場合は、長欠の場合はオンラインで帰りの会だけ参加するという事例があると伺ったのですが、来たり来なかったりという行き渋りがある場合は、オンラインでつながることによって、かえって登校から遠のいてしまうということもあるかもしれませんから、それぞれの状況に応じて判断するというこのスタンスに賛同します。

それに対して、6 ページの感染不安による出席停止の場合、授業内容や課題の伝達は今のところどのようにされているのかということをお伺いしたいと思います。

もう1 点の質問は、6 ページにある抗原検査キットについて、使用したことはあるのかということについて伺いたいと思います。

○教育指導課長【今井仁吾】 まず、ICTの不登校への活用についてですが、基本的に文部科学省の見解によりますと、原則としてコロナを不安にして学校に来られないという状況は出席停止扱いということになります。

その一方で、様々な理由で不登校といった場合については、一定の要件のもとICTの活用により出席扱いにすることもできるという点、多少見解が違うところもあるのですが、いずれにしても、先ほど菅原委員がおっしゃっていただいたとおり、現状、様々なお子さんの状況に合わせて、タブレットの使用を行っている実践例はあります。保護者や本人と話しながら、学校としてタブレットを渡して学習を進めることによって、将来的にも学校につながりやすくなるかどうかといったことをふまえながら、進めているところであります。コロナの不安、不登校の不安など、いずれにしても学校に来られないという状況については、同じように学校と本人、保護者とともに相談をしながら取組を進めています。

ですので、特に対応の仕方については、学校としてはそこにあまり大きな違いはないと理解しているというところがございます。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 検査キットの関係ですが、学校に国の簡易検査キット、それから県のキットが既に届いておりまして、各家庭に配り終えたという学校があるということも聞いております。

実際にこれが使われているかどうかというのは、詳細は把握していないところですが、答弁にも記載しましたように、基本的には医療機関等を受診できない場合の対応ということを前提としているものでございます。

○教育長【山口賢人】 ほかにいかがでしょうか。

○委員【重田恵美子】 今の検査キットの件ですけれども、医療機関で検査をする場合は、防護服を着たりしてかなり厳重にして、注意をしながらやるものですよ。学校ではどのようにそれをやる形になっているのですか。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 まず、国から配布された簡易キットにつきましては、原則、教職員が自分で使うものです。各家庭に配布したものは、それぞれの家庭で使うものです。基本的に、防護服などの対応にはならないと思います。

○委員【重田恵美子】 検査したキットそのものの扱い方も気をつけないと、もし陽性の方が手を触れているものであれば、他の方が触れてはいけないものだと思うので、その辺も皆さんに周知するようにはしていただけたらと思います。

○教育長【山口賢人】 ほかに、いかがですか。

○委員【福田雅宏】 今の質問に附随するのですが、答弁を見ると、小学校4年生以上の児童生徒が、保護者及び本人の同意を得て教職員立会いの下で自ら採取することによってと書いてあるのですが、小学校3年生以下はどうなるんですか。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 この国の簡易キットは医療機関を受診できないような状況の場合に、小学校4年生以上でも使用できるものですので、国の簡易キットでは、3年生以下は使用できません。

県が配布するキットを使っていただくようになります。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 ほかにいかがでしょうか。

○委員【渡辺正美】 意見なのですが、5ページだけということではないので

すが、いわゆる電子媒体を活用したという言葉の中で、度々ここにも出てくるのですが、「活用することによって学力向上を目指します」という言葉が出てくる。また、テレビやそのほかの情報の中でも、いわゆるICTの活用によって「学力向上」という言葉が出てくるのですが、ただ、教育委員会の教育指導課の答弁の中では、やはり「学力とは何か」というものを、今は確かな学力という捉え方とか、生きる力とか、そういうものを育成するんだと、知識理解を子どもが身につけるだけが学力じゃないんだということを前提にした考え方を、ぜひ答弁の中でうまく入れていただければとよいのかなというふうに思いました。

特に今後、若い先生方が増えてまいりますと、もちろん活用はしていくんですけども、ICTを活用すればいいんだということではなく、結局、子どもたちの真の学力は、いわゆる臨床の知、経験を通じながら、子どもと先生たちが触れ合いながら形作っていく、身につけていくということが一番大きいんだということなんです。学校教育法でもそう位置づけをしているわけです。

神奈川県が、以前「ふれあい教育」で進めましたけれども、国でもそういうものを学力というふうに捉えているということを背景にやっていただかないと、またいつの間にか、知識理解を身につけたことだけが学力、そして、それを向上する、知識理解を向上させるだけが学力向上というようなことになりかねないと感じました。

以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。では、ないようですので次に進みたいと思います。

----- ○ -----

日程第3 教育委員報告

○教育長【山口賢人】 続いて日程第3「教育委員報告」です。令和3年度神奈川県市町村教育委員会連合会研修会について、菅原委員から報告をお願いいたします。

○委員【菅原順子】 先週の10月21日、14時より16時、令和3年度神奈川県市町村教育委員会連合会研修会がZoomを用いたオンラインで行われ、私も在宅で参加しました。幹事の逗子市教育長の挨拶の後、フリーの教育研究者、妹尾昌俊氏による「コロナ危機下での学校と教育行政の役割を見つめなおす」と題する講演を視聴しました。

妹尾氏は、全国各地の教育現場で講演、研修を行ったり、様々な自治体の教育委員会でアドバイザーや検討会議委員をされたりしている方で、教育・教師・学校に関する著書を多数執筆されています。

講演では、学校が受けたコロナ禍の影響について、主に3点指摘されました。1点目は、昨年経験した全国一斉休校で、学校の持つ教育的機能だけでなく、食事や居場所を提供する福祉的機能や、つながりによる安心感を提供する社会的機能

能も重要であることが再認識されたと同時に、休校時間の過ごし方に関して、与えるばかりの学校、待つばかりの子どもという構図が浮き彫りになり、子どもたちに自分で時間割をつくる力、自分でテーマを見つけて探究する力を授けられているかが問われているということです。

2点目は、様々な行事の中止や延期という経験を、卒業式、授業研究、部活動、通知表、コミュニティスクール、学校評価などの慣行について、何のためなのか、誰のためなのかを立ち止まって根本から問い直す機会としたいということです。

3点目は、コロナ禍で直接的コミュニケーションが阻害されていることで、教師同士の雑談や他の組織との合意形成の時間や機会が奪われ、学校の閉鎖性、同質性、萎縮性が強まりつつあるのではないかとということでした。

妹尾氏がおっしゃるとおり、多様な専門家集団が協力し、具体的な工程表に落とし込み、スモールステップでとにかく一步を踏み出してみること、そしてそのような挑戦を歓迎し、失敗を許容する教育行政であり、社会でありたいと私も思いました。

以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。他の委員も当日はZ o o mで参加をしていただいていたのですが、ただいまの報告について、補足で御意見があったり、あるいは御質問がありましたらお願いいたします。

○委員【重田恵美子】 今、菅原委員さんがおっしゃられた中にもありますが、先生への負担ということをかなり考え直す機会になったのかなど。通知表はなくてもいいんじゃないのかとか、評価をするということはそんなに必要なのかということはかなり考えていらっしゃるようでした。先生1人の考えで子どもたちの評価をされるということは、私は難しいことだと思っていますので、先生方の大変さということと、私自身まだ評価に対する負担の難しさというのを考えさせられた講演だと思いました。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。では、ないようですので次に進みたいと思います。

では、ここで傍聴の方に申し上げます。冒頭決定したとおり、日程第4は非公開となりましたので、恐れ入りますが傍聴の方は退席をお願いいたします。

日程第4の審議終了後、職員がまたお声をかけさせていただきますので、必要であれば再入室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

○

【非公開】

日程第4 議案第25号 学校嘱託医の委嘱について

□原案のとおり可決決定

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 それでは、「その他」でございます。教育委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局のほうから何かありますか。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いいたします。

○教育総務課長【熊澤信一】 来月の定例会につきましては、11月24日の水曜日になります。午前9時30分から、場所は議会の第2委員会室、こちらにおきまして開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 それでは、これをもちまして本日の教育委員会議は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前10時10分 閉会